

別表十二（二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「 $(6) \times \frac{70, 90 \text{又は} 100}{100} 7$ 」の欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

(1) 特定株式等（措置法第56条第1項に規定する特定株式等をいいます。(2)において同じです。）が同項の表の第1号の第2欄に規定する経営力向上計画に従って行う同欄に規定する事業承継等として取得（同項に規定する取得をいいます。(2)において同じです。）をした株式等（同項に規定

する株式等をいいます。(2)において同じです。）に該当する場合 「、90又は100」を消します。

(2) 特定株式等が措置法第56条第1項の表の第2号の第2欄に規定する認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編措置（同欄に規定する特別事業再編のための措置（同欄に規定する措置に限ります。）をいいます。(2)において同じです。）として取得をした株式等に該当する場合 当該特別事業再編措置が当該認定特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編措置である場合には「70、」及び「又は100」を消し、その他の場合には「70、90又は」を消します。